

令和 2 年春季全国火災予防運動の重点目標等

- 1 重点目標の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目
 - (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
 - イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
 - ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
 - エ 防災品の周知及び普及促進
 - オ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
 - カ 地域の実情に即した広報の推進
 - キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
 - ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進
 - (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
 - イ 火災予防広報の実施
 - ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - エ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - オ 工事等における火気管理の徹底
 - (3) 放火火災防止対策の推進
 - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
 - ウ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
 - エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
 - (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火管理体制の充実
 - イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
 - ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
 - エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
 - オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
 - カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
 - キ 表示制度及び公表制度の取組の推進
 - ク 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
 - ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
 - コ 飲食店における防火安全対策の徹底

- サ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底
- シ 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底
- ス 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進
- セ 超大規模防火対象物等における自衛消防活動の実効性向上に係る取組の推進
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
 - 製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - エ 照明器具の取扱いに係る指導
- (7) 林野火災予防対策の推進
 - ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
 - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
 - ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
 - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

2 地域の実情に応じた重点項目の設定

各地域の消防本部においては、当該地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に応じて、次のような運動を展開します。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- (2) 大規模産業施設の安全確保
- (3) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進
- (4) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

3 その他

実施時期について、気象条件等の関係から一部の道県においては時期をずらして実施されます。時期も含めた各地域における運動の詳細等については、各都道府県又は各消防本部にお問い合わせ下さい。